

各  
都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长  
殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の  
施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行について

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施  
行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第29号。以  
下「改正省令」という。)が令和5年3月27日に公布され、一部の事項を除き、令和5年10月1  
日から施行することとされたところです。改正省令には、建築物における衛生的環境の確保  
に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)の改正も含まれており、その趣旨等  
については下記のとおりですので、これらについて十分御了知の上、その施行に遺憾のない  
ようお願いするとともに、関係機関等に対する周知方お願いします。

なお、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長あて通知され  
ていることを申し添えます。

## 記

### 第1 改正の趣旨及び概要

#### 1 改正の趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」  
という。)第12条の2に基づく事業登録制度は、建築物の衛生的環境の確保に関す  
る事業を行う事業者の資質向上を目的として、事業者が一定の要件を満たしている  
場合に都道府県知事の登録を受けることができる制度である。

近年、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、従来の防毒マ  
スクと比較して化学物質に対する防護能力が高く、かつ、呼吸がしやすい等の利点  
があり、化学物質による労働災害防止のために有効な保護具であることから、当該  
保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とするため、労働安全衛生法施行令  
(昭和47年政令第318号)等の改正が行われたことを踏まえ、法に基づく事業登録

制度の対象となる事業の一つである建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準についても、事業を営む者が有すべき機械器具に関する基準を改正するものである。

## 2 改正の概要

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けるに当たり事業を営む者が有すべき機械器具に関する基準について、防毒マスクの代わりに防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を有していても、これを満たすこととしたこと。

### 第2 施行期日について

改正省令中建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正規定は、令和5年10月1日から施行すること。